

TAKAHAMASHI

SHO

【高浜市商工会報】

KOKAI
NEWS

vol.278

発行/高浜市商工会

〒444-1333

愛知県高浜市沢渡町 4-6-2

TEL (0566) 53-1827

FAX (0566) 53-5661

HP:<https://www.takahama-shokokai.com>

E-mail:takahamaskk@katch.ne.jp



2023. 11. 10

高浜市商工会会員数＝940事業所（令和5年9月15日現在）



令和5年度碧海経済サミット開催

令和5年度碧海地区の商工会議所と商工会による「碧海経済サミット」を令和5年10月20日(金)に大村知事をお招きしてグランドティアラ南名古屋にて開催しました。サミットでは各団体の要望事項をまとめた要望書が知事に提出され、産業振興施策やインフラ整備に関する要望をしました。また、知事からは県が進める大型プロジェクトの紹介や西三河地区のインフラ整備状況などを説明いただき、その後、参加者による意見交換が行われました。

会費納入のお願い

平素は、当商工会の事業活動に対しまして深いご理解とご協力を賜り心から厚くお礼申し上げます。商工会費（令和5年度後期分）を11月30日に、口座振替、または、納付書にて請求させていただきます。口座振替に変更をご希望の方は、高浜市商工会（☎0566-53-1827）までご連絡いただきますようお願いいたします。また、代表者変更や、住所変更等ありましたら、ご連絡をお願いいたします。

令和5年10月1日よりインボイス制度が始まりました。免税事業者である個人が、令和5年10月1日からインボイス登録を受ける場合、令和5年中に選択書を提出すれば、令和5年から簡易課税を適用できます。令和5年12月31日が提出期限とされています。ご確認ください。

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金に不安を感じたら

無理のない月額で積立をしたい

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

退職金の準備を
中小機構が
お手伝いします

他にもこんな特徴があります。

- ・ 月々の掛金は1,000円から
- ・ 契約者貸し付けの利用が可能
- ・ 共済金の受給権は差押禁止

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00~17:00

令和5年9月からオンライン手続きを開始いたします

ご希望の多い一部の手続きについてオンライン手続きが出来ます。新規加入、掛金払込証明書の電子交付、掛金月額の増額減額、氏名・住所等の変更 など

小規模企業共済制度の詳細内容は

QRコード又はホームページからご確認ください。

小規模共済

検索



Be a Great Small.
中小機構

2023.9